

〇みえ安心おもてなし施設認証制度 よくある質問（制度編）

質問番号	分類	質問	回答	備考
1	対象	どのような業種を対象とするのか？	飲食業の営業許可を取得しているところを対象とします。ただし、宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等のその場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業者は対象外です。 なお、宿泊客以外の一般の方も利用できる宿泊施設の宿泊客以外の一般の方も利用できる飲食提供スペース等については対象になります。	第2条
2	対象	なぜ飲食店だけが対象なのか？	飲食の場では、マスクを外す機会が多くなり、飛沫等による感染リスクが他と比べると比較的高いと考えられているため、飲食店等を対象としました。 ※別途観光事業者版もあります。	第2条
3	対象	なぜデリバリー専門の飲食店、キッチンカーは対象外なのか？	本認証制度の審査項目が飲食の場を提供していることを前提としたものですので、デリバリー専門の飲食店やキッチンカーは、基本的にその場で飲食スペースを提供していないため対象外としています。	第2条
4	対象	飲食店・喫茶店としての許可はあるが、飲食できる場所は建物内に椅子が3つくらいと外にベンチがあるくらいしかない。飲食店の許可はあるが、申請できるのか？	認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者となっております（※））ので、当該許可がある場合、申請は可能です。 ※暴力団員関係者、テイクアウトやデリバリーのみを行う飲食店は除きます。	第2条
5	対象	食品営業自動車の営業許可を受けている。移動自動車により移動先屋外で飲食提供をする場合、本制度の対象となるのか？	基準に基づく感染症対策を安定的・継続的に実施していただくことも企図し、同一の場所で飲食することを主たる目的とした設備を有する店舗を制度の対象としています。このため、テイクアウトのみ、またはテーブル・椅子などのその場で飲食を提供するための設備を有しない飲食業は制度の対象にはなりません。	第2条
6	対象	飲食スペースが屋外にも屋内にもある場合は、屋外スペースについても、認証を受けるには、同じ基準を満たす必要があるのか？	屋外スペースについても基本的に同じ基準を満たす必要があります。ただし、換気に関する基準は適用されません。	第2条
7	対象	複数の店舗を経営しているが、申請の単位は店舗ごとか？	店舗ごとに申請をお願いします。	第2条
8	対象	フードコートに入っている場合はどのように申請すればよいか？	フードコートの管理者が、全店舗分まとめて申請を行っていただくか店舗毎に申請を行って下さい。 この場合、客席、換気など共通項目については、フードコートの管理者への確認内容となり、注文、支払い時の項目、従業員の感染症予防などの項目は、各店舗ごとでの確認内容となります。	第2条

質問番号	分類	質問	回答	備考
9	申請書	申請書類はどこで入手できるのか？ また、どのように申請するのか？	<p>直接申し込みできるホームページを用意しています。GOOGLEなどの検索サイトで「みえ安心」などで検索いただくと検出されます。</p> <p>紙の申請書類は、各地域の商工会・商工会議所、保健所に置かせていただいておりますので、お立ち寄りください。</p> <p>また、県のホームページから申請書類をプリントアウトしていただくこともできます。</p> <p>パソコン・スマホがお手元になく、お近くに保健所などもない場合は、以下の住所に封書（「みえ安心おもてなし施設認証制度」申請書の請求であることを明記し、必ず返信先の住所を記載し、切手（長3封筒の場合94円分）を貼った返信用封筒を同封してください）で、申請書を請求していただくことも可能です。</p> <p>請求先 〒514-0006 三重県庁内郵便局 局留 みえ安心おもてなし施設認証制度事務局 ※メールでの提出はできません。 ※新型コロナウイルス感染症予防の観点から持参はご遠慮ください。</p>	第4条
10	現地確認	現地確認はどのように行うのか？	申請に基づき、委託業者が事前に電話等でアポイントを取ったうえで訪問します。	第5条
11	現地確認	現地確認にかかる時間は？	店舗の大きさなどにもよりますが、1店舗当たり1時間程度の見込みです。	第5条
12	現地確認	いきなり現地確認に来られる場合があるのか？	申請に基づく現地確認の場合はアポイントを取ったうえで行いますが、利用者からの通報があった場合等の現地確認についてはアポなしで伺う場合があります。	第5条、第9条
13	認証までの期間	申請から認証までにどのくらいの時間がかかるのか？	申請書をご提出いただく時期などによっても異なると思われますが、現地確認や他機関との連絡確認も必要であるため、2～4週間程度かかります。	第5条
14	認証マーク	認証マークは2枚以上もらえるのか？ 認証マークはコピーして使ってもよいのか？	<p>認証マークは原則1枚しか交付されません。しかし、店舗出入口が2か所ある場合などは、現地確認の際に申し出ていただき、確認を受け、交付を受けることができます。</p> <p>また、フードコート管理者からの申請が認証された場合は、フードコートに入っている店舗数分認証マークが交付されます。</p>	第6条
15	有効期間	認証の有効期間は？	令和5年3月31日までとしています。ただし、店舗利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染した場合には認証の効力が一時停止されたり、認証基準を満たしていないことが確認された場合など認証が取消しされることがあります。	第7条
16	変更の報告	認証を受けた後に感染症対策に変更が生じた場合、どうすればよいのか？	事務局へご連絡下さい。（事務局：059-253-0108）	第8条
17	変更の報告	認証時にビュッフェを行っていなかった施設が、ビュッフェを開始したい場合、どのような手続きが必要か？	変更の報告を提出して頂くこととなります。申請書を郵送いただくか、電子メールに添付して提出してください。	第8条
18	認証の取消し	認証が取消しされる場合はあるのか？	認証の要件を満たさなくなったことが確認された場合、あるいは、認証店において患者が発生した際に感染予防対策を怠ったことなどが明らかになった場合は取消しされる場合があります。	第12条、第14条
19	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生した場合は認証はどうなるのか？	認証の効力が一時停止されます。また、確認の結果、その原因が感染予防対策を怠ったことや事業者、従業員の故意若しくは過失によることが明らかになった場合など認証が取消しされる場合があります。	第13条

質問番号	分類	質問	回答	備考
20	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生し、認証の効力が停止した場合、その後は認証を受けることはできないのか？	感染者発生の原因が予防対策を怠ったことや、従業員の故意または過失でないことがわかり、認証施設での感染拡大の危険がなくなったと判断できた場合、県に申し出ていただくことで、認証マークの利用、「みえ安心おもてなし認証施設」の名称を使用することができます。	第14条
21	休業要請	認証を受けた後、休業要請が出された場合、認証の効力はどうなるのか？	知事の判断で認証の効力を一時停止する場合があります。一時停止する場合、HP上などでお知らせします。	第16条
22	認証されなかった飲食店への対応	認証されなかった飲食店等には、どう対応するのか？	申請に基づいて現地確認を行います。確認の結果、必要な項目で基準を満たしていないことが明らかとなった場合には、認証を行うことができません。その場合には、認証できなかった基準項目を事業者側と共有し、改善に向けた対応を行っていただいたうえで、再度現地確認を行い、認証へとつなげていくこととなります。その過程で、県からは必要な助言を行うこととなります。	
23	他の制度との関係	先行した見回りとはどう違うのか？ 先日来た見回りで「コロナ対策は万全です」と調査員に言われたので、ステッカーをもらえるのか？	緊急事態宣言期間中などは、以下の特に重要な項目のみアポイントを取らずに先行して確認させていただく場合があります。 1. アクリル板等の設置(又は座席の間隔の確保) 2. 手指消毒の徹底 3. 食事中以外のマスク着用の推奨 4. 換気の徹底 5. カラオケ設備の利用停止 6. 酒類の提供自粛(重点措置区域内市町のみ) <u>ただし、それは本認証制度とは別であるため、認証を受けてステッカーを取得いただくには、先に申請いただくことが必要になります。申請いただいた後に先行した見回りとは別に現地確認に伺います。チェック項目が全部で55項目と多いため、事前にアポイントを取らせていただいたうえで、伺います。</u>	
24	他の制度との関係	インセンティブはあるのか？	認証店は、専用のHPに店舗名や感染症対策の取組みを掲載し、安心できるお店であることをアピールできます。 また、緊急事態宣言時などに非認証店と比べ、営業時間の短縮や酒類提供の自粛要請が緩和される場合があります。	
25	他の制度との関係	これまでの感染防止チェックシートや業種や施設の種別に応じた感染防止対策(ガイドライン)との違いは？	当制度ができる以前は、業界団体が作成したガイドラインや県の作成した感染防止チェックシートをもとに、各施設でセルフチェックをいただいております。本制度では、県が各飲食店の現場確認を行い、認証を行います。 確認する項目はこれまでよりも増えますが、各業界が作成した内容をベースにより対策を具体的にしています。	
26	その他	認証を受けた後に、業界のガイドラインが変更された場合はどうなるのか？	ガイドラインの変更があった場合等、必要に応じて県の認証基準の見直しを行います。既に認証を受けた施設も見直した認証基準に対応いただくこととなります。なお、県の認証基準が変更になった場合は、県のHPなどに掲載を行うとともに、各事業者に連絡させていただく予定です。	